

# 実践キャリア実務士 資格のガイドライン (抜粋)

## ( **A** 本協会の資格改革の考え方編)

### 1. 本ガイドラインの位置づけ

本協会は「実社会の変化に対応する実務教育・キャリア教育に係る認定事業を推進し、その質保証をはかる」ため、加盟校のご協力のもと、平成 25 年度から中長期視点にたった資格改革に取り組み、先の第一弾「資格教育課程の見直しと到達目標の明確化」、第二弾「実践キャリア実務士教育課程から始める到達目標達成度評価制度による質保証方法の導入」に取り組んできた。その際、第二弾の試行検討期間を経て、平成 30 年度からその実施をすることや、他の資格についても順次導入する予定をお伝えしてきた。

さて、第三弾となるこの度の資格改革は、全資格の質保証の実質化に向けて「資格到達目標 (=協会が示す従前の教育目標) を達成する教育課程編成の整備」に主眼をおく段階的な取り組みを行うことにする。その背景には、学校教育法施行規則の一部改正 (平成 29 年 4 月 1 日から施行) による大学教育の質的転換への動きや、本協会が平成 27 年度から開始している到達目標達成度評価制度の試行結果等への対応がある。

そこで、次の要領で取り組むことにする。

#### (1) 資格到達目標のもと資格教育課程を編成すること

この点は新たな申請の他、現行のものについても実施する。現行のすでに実施している資格においては、到達目標を明確にして運用をしているが、不十分な点を改めて資格到達目標の開発能力等のもと教育課程を編成するものとする。

#### (2) 到達目標達成度評価制度は選択制とすること

当分の間(ア)と(イ)の2種類のパターンの何れかを選択して申請できるようにした。

(ア) 協会が定める「到達目標達成度評価表」を導入する。(注)

(イ) 協会が定める「到達目標達成度評価表」を導入しない。

(注) 資格のガイドライン (C 到達目標達成度評価制度導入編) の到達目標達成度評価制度の運用のしかたを参照のこと。評価制度を導入する場合の資格認定は、資格教育課程における単位修得結果と到達目標達成度評価結果をあわせて行う。

本ガイドラインは、本協会の資格改革の基本的な考え方を示している。当該大学が資格認定を受けようとする場合はもちろんのこと、現行の場合も該当するものとして、それぞれについても留意事項を記載している。したがって、ガイドラインは「**A**本協会の資格改革の考え方編」、「**B**教育課程編成のしかた編」、「**C**到達目標達成度評価制度の運用編」の3つの構成からなっている。

(以下、略)